

## 環境審査顧問会風力部会

### 議事録

1. 日 時：平成28年12月13日（火）13:53～15:32
2. 場 所：経済産業省別館1階 108各省庁共用会議室
3. 出席者
  - 【顧問】  
河野部会長、岩瀬顧問、近藤顧問、関島顧問、山本顧問
  - 【経済産業省】  
長村統括環境保全審査官、高須賀環境審査担当補佐、松浦環境審査担当補佐、  
高取環境審査分析官、渡邊環境アセス審査専門職 岡田環境審査係
4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について
  - ①ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（仮称）八幡岳風力  
発電事業
    - ・方法書、補足説明資料、住民意見と事業者見解、青森県知事意見の説明
    - ・質疑応答
5. 議事概要
  - （1）開会の辞
  - （2）配付資料の確認
  - （3）環境影響方法書の審査
    - ①ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）八幡岳風力発電事業」に  
ついて、事務局から環境影響評価方法書の説明、補足説明資料、住民意見と事業者見解、青森県知事意見の説明を行った後、質疑応答を行った。
  - （4）閉会の辞

## 6. 質疑内容

(1) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 (仮称) 八幡岳風力発電事業  
＜方法書の説明、補足説明資料、住民意見と事業者見解、青森県知事意見の説明＞

○顧問 ありがとうございます。

それでは、補足説明資料、別添資料、知事意見等を踏まえまして、先生方からご意見をいただきたいと思います。

補足説明資料2番の対象事業実施区域の間を結ぶ道路の拡幅予定の拡大図ですが「十和田」とある右上の青いマークは何ですか。

○事業者 国道の青いマークが残っているだけでございます。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。

拡幅予定の内容が、この図面ではよく分からないので、どう拡幅しようとされているのか、教えてください。

○事業者 補足説明資料4ページの左上の図のことでよろしいでしょうか。

○顧問 はい。

○事業者 左上の図は拡幅という観点ではなくて、道路沿いに東側と西側を結んでいる線は、事業エリアとして続いているという意味合いで、対象事業実施区域として入れております。

○顧問 太い赤い線の間にある赤い線はなんですか。

○事業者 もともと図面に入っている国道の線です。

○顧問 太い赤い線は、道路の拡幅区域ではないのですか。

○事業者 拡幅というよりも、道路の下に電線を埋めたりする意味合いで、対象事業実施区域としております。分かりにくくて、申しわけありません。

○顧問 分かりました。

○顧問 方法書184ページに「交通の状況」の表がありますが、前倒しの測定は、国道394号の③の路線で、間違いありませんか。

○事業者 はい。それで間違いありません。

○顧問 ③の12時間交通量が1,136台、24時間が1,386台ですから、夜間は車が通らなくて、ほとんど昼間の交通量かと思います。

それで、別添3(非公開資料)の騒音の調査結果です。4ページの事前測定の交通量

を拝見すると、一番下に「交通量の調査結果」の表があって、6時～22時の16時間調査されていますが、かなり交通量が少ないです。st1地点は、あまり自動車が通らない場所、つまり途中に抜け道などがある道路ですか。

○事業者 st1地点ですが、方法書185ページの図面では、③を東に行くと図面の右端にダムがあるのですが、その少し東側になります。特に避けていく道があるとかいうことではないです。

○顧問 分かりました。方法書184ページのデータは道路交通センサスなので、現地とは違うかもしれませんが、住宅地はこの地点からかなり東の方になるのですか。

○事業者 測定したst1地点は最寄りの住宅地で、st1地点から対象事業実施区域までは民家が全然ないという状態です。北側に有料道路がある関係もあって、南側のこの国道も結構交通量があるということ、③の地点も結構車が通るという話は、借地をした方からは伺っています。

○顧問 随分少ないですね。

○事業者 比較すると少ない感じがします。

○顧問 3分の1ぐらいですね。間違いないということが分かったので結構です。

○顧問 騒音・振動関係ですが、事業地域が2つに分かれています。左側の対象事業実施区域の風車の離隔距離が民家までは約3kmで、風車の機種が確定しているわけではありませんが、とんでもない機種を選ばない限りは特に問題は生じないと思います。

それから、方法書136ページの「原生植生図」に「牧草地」、「放棄牧草地」があるのですが、この辺の現況はどのような状況でしょうか。

○事業者 方法書136ページの東側のエリアが放棄牧草地で、凡例の11番の色が塗られています。このエリアは、現状は放棄されておりまして、牧場としては使われていない状況です。西側の凡例12番の色で塗られているところは、牧場として使われています。

○顧問 牧草地と言いますと、牛を想像するのですが、ここで牛は放牧していないという認識でよろしいでしょうか。

○事業者 東側のエリアは放棄されているので、放牧はされていません。西側のエリアでは、牛は放牧されています。

○顧問 西側エリアは、草を刈り取って、飼料とするということではなくて、牧場としての機能があるということですか。

○事業者 放牧されているという機能です。草はどこかに持っていつているかもしれま

せんが、牛は放牧しています。

○顧問 牛はいるということですね。

○事業者 はい。

○顧問 過去にそのような地域では、牛への風車の影響があるのかなのかという議論があったと思います。ある現場を拝見したときに、風車の下に牛がたむろしていたのを見たこともあるのですが、現状では特に問題はないという想定ですか。

○事業者 そうです。

○顧問 全く影響がないということではなくて、その辺はいろいろ検討していただければと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 以前、この周辺の事業の審査の際に発言した記憶がありまして、環境省の十和田八幡平国立公園の図面を検索したら、特別保護地区、特別地域、普通地域と3種に分かれています。特別地域から数百メートルほどの距離に事業地があるように読み取れるのですが、どういった位置づけか、その辺、ご存じであればお聞かせいただきたいと思っています。

○事業者 どこがその地域になっているのか、今すぐにはお答えできる状況にはございません。

○顧問 環境省のマップでは、特別地域の外縁部には青い領域が広がっていて、これは町村境界に合わせて普通地域が指定されているようです。知事意見にはなかったのですが、住民意見には八幡岳については言及されていて、もう少し広い範囲で言うと十和田湖は10km以上離れているかと思いますが、八幡平あるいは八甲田といったこの地域の景観に関してもう少し配慮があってもよいかと思いました。

別添9（非公開）の写真を拝見すると、なかなかのどかな地域でありまして、風車と山なみや八幡岳とどういうコントラストになるのか分からないのですが、例えば、特別地域の外側に、この高さの風車を建てられるということを想定して指定したのかというのが、少し気になるところでございます。

○事業者 景観の面では、そういう意味もあると思ってはおります。

○事業者 景観についてですが、先ほどのご紹介もありましたように、住民の方からの意見も踏まえて、調査地点を追加するということもございます。配慮書のときは、西側のエリアがもう少し膨らんでいたのですが、八甲田を見るときに邪魔にならないよう、

可能な限り、方法書の段階でも配置についていろいろな配慮はしているところではございます。あと、最終的な大きさ等々は、配慮書から方法書段階でも配慮はしているという状況でございます。

○顧問 非常に自然景観の大事なところの計画は、法的な規制というだけではなくて、景観の面での配慮もいただきたいと思っております。できるだけ配慮いただきたいと重ねてお願いします。

○事業者 分かりました。

○顧問 関連して、田茂菴岳に登る人は、登山家しかいないと思いますが、周辺の田代平湿原や八甲田山を回るルートは比較的平坦で、夏場も結構、車は通りますよね。石倉山展望駐車場や八幡岳山頂からも、登る人は上から見下ろす形になるのですが、固定した地点だけではなく、ハイカーやドライブウエーの車中から見たときに、どういう景観になるのか。東八甲田家族村は下から上がってくると、直に見えるかと思いますが、田代平のような平らなところを走っているときにどの程度見えるのかは、考えておいた方がいいのではないかなと思います。

酸ヶ湯から谷地温泉の方へ抜けてきて、黒森との間を抜けるときに見えるか見えないかくらいだと思いますが、方法書165ページの「主要な眺望点の状況」の石倉山展望駐車場から田代平湿原に向かう道路を抜けるときに、どの程度見えるのかというようなことも、チェックされておかれた方がいいと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 住民意見で、コウモリの専門家への意見聴取を行うべきという意見やバッドデザイナーの機種によっては、幅が狭いからうまく捕れないのではないかという指摘がありますが、事業者の見解が具体的に示されていません。準備書に記載しますとか検討しますとかあるのですが、指摘されたことに対して、準備書で不備な点がある場合は追加調査をする必要が出てくるとは思いますが、その辺の見解が具体的に示されていません。良心的な解釈をすると、住民意見も踏まえた上で、準備書にデータを記載しますという見解だと思いますが、どの程度検討するのか、あるいは専門家への意見聴取を検討しますというの、どの程度配慮するのか、具体的な内容が分からないので、ご説明ください。

○事業者 コウモリの追加調査の件ですが、この住民意見を踏まえて、既に追加調査を実施しております。具体的には、高いところを飛んでいるコウモリを捕れるような調査

を行っておりまして、その結果は準備書に記載する予定でございます。

調査方法や解析結果は、コウモリに詳しい専門家にヒアリングする予定です。事業者見解で「検討いたします」と書いたのは、青森県内に専門家がないということで、別途、詳しい専門家をお願いしてヒアリングする予定にしております。

○顧問 動物についてコメントをさせていただきます。

コウモリの件とも関連するのですが、補足説明資料14番の「鳥類のラインセンサスの目的について」にも係わっているので、これをベースに質問させてください。

「鳥類のラインセンサス調査の目的は何か」から始まって、「また、得られたデータをどのように影響評価に使用しようとしているのか説明されたい」とありますが、事業者の見解では、質問に対して回答されてないと考えます。

方法書333ページと334ページに、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、魚類、底生動物に対して、どのような調査をやるかが書かれているのですが、環境影響調査を行い、どのような結果が出たら、どのような解釈をするのかといったところが、つながっていないと思います。

小鳥を例にすると、ラインセンサスで小鳥の調査を行い、その結果として、事業予定地に出現した鳥類リストが紹介されています。影響評価の中では、ラインセンサスの結果を受けて、全ての種において「影響が小さい」となっています。データに基づいて「影響が小さい」という評価になっているわけではありません。

補足説明資料14番では、鳥類のラインセンサスに限定した質問になっているのですが、コウモリに関しては、利用高度データも合わせて取得した方が良いと思います。要は、方法書に書かれている手法を実施したときに、どのようなデータが取得でき、その結果に基づいてどのような影響評価ができるのかといったところが全く見えてきません。今回のアセス図書だけの話ではないのですが、結果を活用し、どのように影響評価につなげていくのかをもっと明快に示していただきたい。

続いて、方法書333ページに鳥類の調査手法が書かれています。上からラインセンサス、ポイントセンサス、任意観察、空間飛翔、定点観察、小鳥類定量の調査が紹介されています。内容を読むと、具体的にどのような結果につながっているのかが分かる調査方法もある一方、結果の取りまとめにどのように結びついているのかが非常に分かりにくい調査項目もあります。ポイントセンサスは定点調査の一種ですよね。空間飛翔調査も定点でやるわけです。しかし、方法書333ページの調査手法に定点観察法による調査という

ものもあり、それなりに工夫されているのですが、定点調査であっても違う調査手法として使い分けをしているので、すごく分かりにくくなっています。なぜこのような表現にしているのでしょうか。

それから、最終的にこれらの調査がどのような取りまとめ結果になるのかがよく分からない。例えば、小鳥類定量調査がありますが、これは観察に適した場所に設定するので、定点調査と同様となります。他の定点とあえて区別しているようですが、最終的にどのようなデータになっているのかが、非常に見えにくい状況です。

それぞれの調査がどのような結果を出すことができ、それが影響評価にどのように繋がるのかについて、フロー図で示すと理解しやすくなるので是非ご検討いただきたいと思います。

細かいことですが、方法書55ページの(ウ)に、鳥類の空間飛翔調査に関して「調査時間は地点ごとに30分間を目安とし」と書かれています。希少猛禽類の定点調査時間が30分では非常に短く、評価できないと思います。方法書66ページの希少猛禽類には別の表現で定点調査の記述があるのですが、ここでは時間は書かれてない。要は、調査手法としての記述および紹介される情報量が統一されてないので、是非統一してください。

前倒し調査において希少猛禽類はほぼ毎月調査していますが、方法書68ページの渡りの調査期間では、定点観察法による調査を春季と秋季に行っています。前倒し調査の場合は後々を考え、調査期間はどのような根拠に基づいて設定されているのかをしっかりと記述していただく方がリスクは小さいと思います。しっかり調べて手戻りのないように理論武装しておかないと、後々顧問会にて、この調査では評価できないと言われてしまうと後戻りできなくなってしまいますので、その辺りは慎重に対応された方が良いでしょう。

○顧問 「後戻り」や「手戻り」という発言がありますが、ここでは方法書の審査をしているわけですから、足りない分は準備書までに調査していただきたい。既に前倒し調査をやっているので、もう準備書までに調査はやらなくてもいいという話ではありません。必要なデータは調査していただいて、準備書に備えてください。調査しなくても、見直す程度ですむのであれば、それで結構ですが、誤解ないようにお願いします。

○顧問 これは事業者の方々に言うことではないのですが、前倒し調査はそういうリスクを孕んでいるので、そのようなリスクを予め認識していただくことが重要と思います。迅速化と短縮化だけを事業者に求めても、いろいろなリスクを抱えているので、

調査に対応できないことも出てきてしまいます。事前調査をやる場合には、調査手法を詳細に事前に検討しておくことが不可欠です。

以前、顧問会でも問題になったシャーマントラップの設置間隔についてですが、本事業でもシャーマントラップとピットフォールが設置されているのですが、トラップ間隔はどれぐらいを設けていますか。1 m間隔とか2 m間隔で行ったトラッピングは不適切なので、やり直す必要が出てきます。

さらに、乳酸飲料など餌として使っているのですが、ピットフォールの餌は非常に難しく、地上徘徊性昆虫を網羅的にとるということは、特定の餌だけではなかなかできません。今回の餌は、地上徘徊性昆虫を網羅できると考えて良いのですか。

○事業者 調査方法の件で、定点観測系が多く載っているということは、まさにそのとおりだと思います。それぞれ目的が異なっている部分もありますので、名称を変えて表示していますが、確かに、立ちどまって観察しているということに尽きると思います。その違いは、ご指摘のとおり、どう予測・評価につなげていくのかといったところも、フロー図か、この表の右列に列を足してこういう結果がとれるような調査を考えていると示すことを考えたいと思います。

○顧問 それぞれの調査手法が何を意図しているのかを第三者に伝えるには、そのような図を用意して、全体像を分かるようにする試みが必須です。例えば8～10倍程度の双眼鏡で定点観測するとか具体的な方法が書かれているところに、最終的にどのような結果に繋げるかという記述を加えてしまうと、それぞれの調査項目が非常に分かりにくくなります。

○事業者 了解しました。

もう一点ですが、調査時期のご質問をいただきました。これは前倒し案件で推奨されていると思っているのですが、地元の有識者や地元の野鳥の会から必ず意見聴取をするようにしております。その意見の中で、この地域をよく飛ぶ時期を外さないようにというのがありますので、本件でも、同じような手順を踏んで実施時期を決めています。

○顧問 有識者の方は、何らかの根拠に基づいてコメントされていると思います。中継地や越冬地が近くにあれば、毎日ではないにしても、渡り鳥のデータをとられているし、集計されていることでしょう。そのようなデータに基づいて、ピーク時に調査していることが示せる根拠にさせていただけると良いと思います。

○事業者 ヒアリングのときにお伺いするようにして、可能な限り追記するようにした



と思います。どちらかという現場で見られた感覚というのも大きくあると思いますので、そういった経験のある方に聞くというのがまず大前提だと思っております。

シャーマントラップですが、設置間隔は大体10mです。シャーマントラップ以外については、改めてご説明したいと思います。準備書には、そのような内容も細かく記載したいと思っております。

○顧問 お答えいただけなかったのですが、鳥類のラインセンサスの補足説明資料にもあるのですが、鳥類の結果が読み取れるものもあるのですが、読み取れないものもあります。哺乳類は、直接・間接の結果もそうかもしれないし、自動撮影調査、場合によってはコウモリの夜間調査なども影響評価に必ずしもつながっていないように感じています。それから、両生類や爬虫類の踏査での確認は、かなり偶然性に左右されます。踏査して、確認したら、捕獲や記録すると書かれています。魚類であれば網等を使っての捕獲や目視です。底生動物は定性採集や定量採集ですが、いずれも環境影響評価にどのように繋がっていくのかが分かりにくいと思います。

方法書332ページの予測の基本的な手法のところには、「分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測する」と書かれているので、それぞれの調査がそこに結びついていく必要があります。ラインセンサスだけではなくて、一通りの調査に関して同様のことが言えますので、連関を踏まえた上で、調査や種の選定などを検討いただければと思います。

○事業者 非常に難しいと思いますが、今まで取り組んできた内容としては、まずは対象事業実施区域及びその周辺の動植物相を把握するというところが一番の目的にあると思っております。その目的、なぜそれをしているかといいますと、どういう環境でどういう種が生息しているのかという基本的な情報をまず把握することが重要だと思っております。その上で、改変される植生や環境と生息環境がどの程度改変されるのかという、まずはそこを把握していくというのが予測の上では重要ではないかと考えています。

その次に、実際に改変区域で、いた、いないというのも、もう一つ重要なファクターになってくると思っております。特に両生類や爬虫類、哺乳類も含めてですが、改変区域をなるべく網羅して歩くようにして、出てくる、出てこないというのを確認しているところだと思っております。そういう感じで今は進めています。

○顧問 どのような生物が生息するかを確認した上で、それらの生物種がどのような環境に生息しており、事業地の改変あるいは供用後の環境の変化により、それぞれの生

物種の生息環境が保障されるのかを予測することが影響評価だと思います。

生物相を評価することはすごく重要なことだとは思いますが、そこで得られてきた情報に基づいて、造成等の影響や稼働後の影響でどのようなことが起き得るのかを予測しながら、そこで起きうる動物相や植物相の変化を予測するのが環境影響評価です。そこがしっかりと繋がっている調査と繋がっていない調査があるのではないかと、繋がっていないとしたら調査の必要性があるのかを含めて、調査項目を検討する必要があると思います。最近の顧問会では、しばしば鳥のラインセンサスに関して指摘されていますが、鳥だけではなく、他の項目についてもしっかりと考えていただきたいというお願いです。

○顧問 補足説明資料11番の「哺乳類の調査地点について」の回答はあるのですが、シャーマントラップの調査地点のST1とST5は、西側の放牧地に挟まれたブナ林です。ST1は北側の一番上のところで、一番標高が高いところです。ST5やST4とは植生は大きく違います。要は1カ所だけで大丈夫か、補足説明資料には「シャーマントラップ調査地点について、西側の樹林帯と同様の環境であるST1で調査しており適切な地点配置」とありますが、標高の高いブナ林と低いブナ林では少し植生が違うのではないのという意見が出る可能性があります、同じですか。

○事業者 補足説明資料12番で追加の回答をさせていただいています。組成表を組んで検討したところ、相関的には大きな違いはないのですが、種組成を見ますと高いところ、低いところで若干変わってくる場所がありました。それも踏まえて、今回も上と下という書き方をしていますが、高標高域で出てくる種群と低標高域で出てくる種群の両方を確認するというので、2地点配置しています。

○顧問 それはそれでいいのですが、定量性や再現性を考えたときに、それぞれ1地点でいいのか。代表した箇所なので、それでいいという考え方が果たして適切かどうか。今は、複数点の平均値を出せとは言いませんが、これからはそういう方向で意見を言うことになると思います。

さらに、昆虫相を考えたときには、同じブナ林でも、標高の高いところに出たものと低いところに出たものとは、当然相が違います。そこをどう評価するのかという課題も残っています。下層植生が違えば出てくる相も違ってきます。生態系評価という観点からすると、もう少ししっかりと見ないといけないのではないのかという意見も顧問の先生方から最近いただいていますので、環境類型区分で言えば、相観的に上も下もブナ林になってしまうのですが、中身を見て変えていかないといけないということが求めら

れるようになってくるかと思えます。その辺を念頭に置いていただきたいということです。

あと、センサスの回数を往復やっているから大丈夫という回答です。各季1回、1回については往復でデータをとって、それを4回やっているからいいという回答になっていますが、それでいいのですか。

○事業者 ラインセンサスについてご質問いただいたと思いますが、ご質問の趣旨は、事後調査したときに比べられるような定量的なデータがとれているのかどうかという視点でのご質問と理解しております。その観点で言いますと、確かにラインセンサスは回数も少なく、定量的な値はなかなか出しにくいのではないかと考えています。

一方、生態系で草原性鳥類の調査を実施しております。これは繁殖期に複数回調査して定量的な値を出せておりますので、草原性鳥類のデータを使って、事後比べるということは可能だと思っています。草原性鳥類の調査のルートに関しても、風車位置を通っているところ、風車から遠いところを含めて調査しておりますので、その影響も、今回の結果を用いて見られるのではないかと考えています。

○顧問 追加調査しなくてもいいということであれば、準備書ではそのデータをうまく加工していただきたいと思えます。

事前に日野顧問から補足説明資料25番の「土質の調査位置について」ご指摘がありまして、濁水予測をする土質沈降試験を表層地質ではなく土壌で行うことについては青森県のご指導ということですが、青森県のほかの地点では表層地質で実施するように書いてありますので、その辺についてご説明をお願いします。

○事業者 ほかの事業さんということもあるので、可能な限りでご回答させていただきます。事前にアセス書のチェックをお願いした段階で、ご指摘を受けたということで、特に配慮書の審査で言われたとかということではないのですが、言われている案件と言われてない案件があるというのが実態です。

本件については、改めて確認をしたわけではないのですが、青森県のご担当者が、土壌図で面的に調査地点が正しいかどうかを確認したかったということだろうと思えます。補足説明資料の書き方がよくなかったかもしれないのですが、実態としては表層地質でやっていたのですが、そういうこともあって図面を変えたというところがあります。もしかすると表層地質を載せて、参考ということで、別途、土壌図と重ねたものを載せるという対応にしておけばよかったと反省しているのですが、準備書では、改めて青森県

さんと相談してやっていきたいと思っております。

○顧問 統一した方法でおやりになられて、参考データとして出すという形にされた方がよろしいのではないかと思います。

○事業者 準備書のときに改めて青森県さんとも相談の上で、記載方法については検討したいと思っております。

○顧問 ノスリの餌のことですが、ネズミ類を6割ぐらいというような文献もあります。観察した範囲では、ネズミ類を持ち帰っていたというのがほとんどだったというのは分かるのですが、観察してないときには何を持っていったのかというようなことにもなって、100%ネズミ類だけでやっていていいのかという質問です。

定量的な餌量の評価をするときに、6割と残りの4割はどう評価するのかという質問です。

○事業者 上位性の餌の話ですが、現場で痕跡があれば、それを解析するなどして、何を食べているというのは把握できると思います。今回のように餌持ちを見られた場合も、その餌種はおおよそ判断できると思っています。一方、ほかのものも食べているではないかと言われると、確かに難しい点はあると思います。ですが、今回のノスリのように、主にネズミを食べているということは、大きく外れていないと思います。それで餌の量を算出して、実際担保できるのかどうかというのを確認していきたいと思っております。

○顧問 もう一点、一般猛禽の飛翔実態について、ノスリは生態系で見ているからいいのですが、ヨーロッパの文献で、トビが風車の数とともに減少する可能性、リスクが高いと言われています。一般種だからいいということではなく、トビの方がリスクは高いのではないかと思います。体が大きく、当たると目立ちますので、注意する必要があるのではないのかと思います。

前倒し調査では把握してないので、準備書までに調査していただきたいとは言いませんが、今は事後調査の話をする段階ではないのですが、どんな状況で飛んでいるのか、バードストライクのリスクがあるのかないのかは、念頭に置いておいた方がいいということをお知らせいたします。

○顧問 希少猛禽類と渡り鳥の調査方法に関して確認させてください。観察時間は小鳥類では30分ですが、希少猛禽類や渡り鳥に関しては、観察時間も含めて、どのような取り扱いをされていますか。認識されている範囲の中でお答えいただければと思います。

○事業者 猛禽類に関しては、基本的に8時から16時で調査しております。

○顧問 8時から16時の中で、1日中そこにずっと居るという感じですか。

○事業者 そのとおりです。

○顧問 1地点あたりデータとられるのは、1日ですか、複数日ですか。

○事業者 1カ月に3日間入れています。3日連続で入っています。

○顧問 分かりました。

○顧問 騒音の調査結果の別添3（非公開）ですが、1ページ目は既に準備書の形式にまとめてありますので、準備書のときに意見するのも何ですから、指摘しておきます。

1ページの一番下の表の環境基準と要請限度が土曜日と平日で違いますが、こんなことはあり得ないので、準備書のときには間違いを訂正してください。

○事業者 修正します。申しわけありません。

○顧問 2ページに交通量調査地点st1がありますが、6ページに環境騒音地点もst1と同じ番号になっているので、直してください。

7ページに「環境騒音の調査結果」があります。夏の2日目の夜間は $L_{Aeq}$ が59dB、 $L_{95}$ が53dB。春の3日目の夜間は、 $L_{Aeq}$ が41dB、 $L_{95}$ が30dBで、同じ場所の夜間で20dBぐらい違うので、コメントが必要と思います。

8ページに気象状況を示していただいています。左の欄は酸ヶ湯地域気象観測所の風速気象です。今言いました夏季の2日目の夜間を見てみると、酸ヶ湯は風速が平均5.6(5.1~6.5)m/sで、結構強い風になっています。一方、右の欄のst1は、夜間が0.2(0.1~0.2)m/sと大分違いますが、そういう結果だったのだらうと思います。

9ページの春の3日目、同じく酸ヶ湯とst1の夜間を見ると、酸ヶ湯が1.1(0.4~1.8)m/sで、現地のst1は0.0(0~0.1)m/sで、ほぼ無風です。これを示していただいたのは、風車が回転しているかどうか、そのときに現地でどれぐらいの風速になっているかということを知りたいのだらうと思います。

酸ヶ湯がいいのか七戸がいいのか、どちらも10kmぐらい離れていますので、どちらがいいのかは分かりませんが、現地に風況調査の設備があって、常時監視されているなら、それとの比較の方がむしろ現実的かと思いました。現地の尾根の上、ナセルぐらいの高さのところでカットイン風速を超えるようなときには、st1の風速がどれぐらいか。回転してないときはこれぐらいだということが分かれば、回転してないときの麓のデータは意味がなくなってくるので、その辺りをうまく考察をしながら、より現実的な予測と評価を準備書の方でやっていただきたいと思います。

○事業者　ご意見ありがとうございました。今いただいたご意見も参考にしながら、準備書の方で解析をしていきたいと思っております。

○顧問　補足説明資料の騒音のパワーレベルについて、複数の候補がある場合には、その可能性について提示してくださいという質問に対して、決まってないので、準備書段階で確定して記述しますというご回答です。

最近、風車のスペックが決まってない段階では、審査もしようがないということがあって、可能性があるもので、準備書の審査を進める上でできるだけ間違いのない、できるだけ早い段階で比較的精度の高い準備書にしたいという観点でお願いしているのですが、それがなかなか実現していない。そういうことを酌んでいただきたいということですが、先ほどの補足説明資料の回答では、準備書で確定しますということで、非常に頼もしい答えだと思いました。評価書段階で我々が意見を差し挟む必要はないと期待していますので、よろしく願います。

○顧問　そのほか、よろしいでしょうか。一通り意見が出たと思います。

事業者は、準備書までには機種を確定していただけることを期待しております。

あとは事務局の方でしかるべき手続を進めていただきたいと思います。

○経済産業省　本日の審査会、知事意見等踏まえまして、次の手続に入りたいと思いません。

これをもって本日の風力部会を終わります。どうもありがとうございました。